



ゆなばる 社協だより



地域のきづな・つながりのある福祉のまちを目指して

与那原町社会福祉協議会ホームページを開設致しました

町民の皆様には、日頃より与那原町社会福祉協議会の活動に多大なお力添えをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて本会では、以前より準備を進めておりましたホームページを開設する運びとなりました。(HP:<https://yonabarushakyo.com/>)

このたび公開したホームページは本会の概要や情報を積極的に公開してまいりますので本会のホームページを奮ってご利用いただきますようお願い申し上げます。

与那原町社会福祉協議会



でチェック!!



社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は略して「社協」と呼ばれており、社会福祉法(109条)に基づき、全国の都道府県、市区町村に設置され、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした公共性の高い非営利の民間団体(社会福祉法人)です。ボランティア活動や地域住民による福祉活動を支援し、町民及び民生委員・児童委員、自治会、公私の福祉機関、民間団体、行政等の参加・協力のもと、「地域住民の皆様が住み慣れたまちで安心して暮らすことができるまちづくり」をめざして活動を行っています。

与那原町社会福祉協議会の活動費の財源は主に、運営費(人件費)を町補助金でまかない、事業費等に会員(町民)からの会費や寄付金、共同募金からの助成金があてられています。

編集発行 社会福祉法人 与那原町社会福祉協議会

与那原町字上与那原16番地の2 TEL(098)945-3016/(098)882-9677 FAX(098)946-7970

E-mail:yo-shakyo@leaf.ocn.ne.jp

HP:<https://yonabarushakyo.com/>

令和2年度 事業計画

基本方針

近年、地域社会では、少子高齢化が急速に進展する中、孤立死やひきこもり、子どもの貧困をはじめとする生活困窮世帯の増加、虐待などと地域住民や制度だけでは解決が困難な福祉・生活課題は深刻化しています。

家族・職場・地域がかつて備えていた「ユイマル」の支えあい」が次第に弱まったことにより、生活・福祉課題を抱えた世帯が社会から孤立しやすい環境になってきています。

行政の制度・施策の一層の充実とともに、問題が深刻化する前に、身近な地域で気づき、支え、必要な制度につなげる体制づくりが必要です。

このような状況のなかで、社会福祉協議会は、地域福祉活動推進事業(ミニデイサービス)、シルバートピア活動等、各区と協働のもと、福祉コミュニティの形成を図るための活動を実践し、更にその中で、支援を必要とする一人ひとりが地域において自立した生活が送れるよう支援するコミュニティソーシャルワークを推進します。

また、沖縄県が推進する、様々な生活課題を抱える方々に対し、住民・専門的支援機関が協働して課題解決を図る「THANKS運動」(T=ちいさの H=ひととが A=あかるい N=ネットワークを K=きずき S=ささえあう)を指す運動を展開し、「誰もが安心して快適に暮らせるまち次世代につなげる心豊かなまち」を目指し、総合的かつ計画的に事業を推進します。

重点目標

- 1. 地域福祉活動の推進
2. 在宅福祉サービスの推進
3. 福祉教育・ボランティア活動の推進
4. 組織の運営・基盤強化

事業実施計画

1. 一般福祉

(1) 会務の運営

- ① 理事・評議員会の開催(年4回)
② 正副会長の開催(月2回)
③ その他委員会の開催
④ 監事による会計監査(年3回)
⑤ 第三者委員の設置
⑥ 関係機関 諸団体との連絡調整
⑦ 社会福祉法人現況報告書の作成提出
⑧ 日常業務における町、県、県社協、県共募並びに各市町村社協等との連携
⑨ 福祉課との連絡
⑩ 町内福祉施設・介護保険施設との連携
⑪ 町内各種団体(老人クラブ、母子会、障がい者協会、民児協、区長会、ゲートボール協会、NPO)等との連携
⑫ 福祉関係者懇談会の開催
⑬ 調査広報活動
⑭ 歳末たすけあい配分対象者(困窮、ねたきり老人、一人暮らし老人、在宅療養者、母子・父子、心身障がい者)の調査(11月)
⑮ 社協会報の発刊配布(年6回)
⑯ パンフレットの作成
⑰ 社協ホームページの開設
⑱ 共同募金運動チラシの作成配布
⑲ 赤い羽根共同募金(9月)
⑳ 歳末たすけあい募金(11月)
㉑ 児童福祉週間(5月)、老人保健福祉週間(9月)、障害者週間(12月)等各種週間行事の啓発活動
㉒ 相談事業
㉓ 心配ごと相談所の開設(福祉総合相談員の配置)
㉔ 生活福祉資金相談員の配置
㉕ 与那原町無料法律相談への受付対応
㉖ その他日常業務における相談
㉗ 民生委員・児童委員協議会との連携強化
㉘ 毎月の定例会への出席
㉙ 民生協諸行事への参加並びに連絡調整
㉚ 低所得世帯に対する福祉対策と法外保護活動
㉛ 生活福祉資金貸付事業の実施
㉜ 福祉金庫貸付事業の実施
㉝ 歳末たすけあい募金による年末激励金の支給
㉞ フードドライブ(一般)・バンク(企業)の実施
㉟ 緊急を要する世帯への食糧・物資等の支援
㊱ 被災世帯への援助活動

- (7) 共同募金運動の実施
① 赤い羽根共同募金運動(10月)
② 歳末たすけあい運動(12月)
(8) ボランティアセンター事業の実施
① ボランティアの相談・登録・幹旋
② ボランティア活動協力校への助成金の交付
③ ボランティア・中学校、町立保育園、法人保育園
④ 小中学校対象(年2回)、保育所対象(年1回)
⑤ ボランティア体験講座の開催
⑥ 教諭向け福祉教育研修会の開催
⑦ 総合的な学習の時間への協力
⑧ 24時間テレビ「愛は地球を救う」街頭募金活動への協力(8月)
⑨ 災害ボランティアセンター機能の確立(災害時)
(9) 沖縄県社会福祉協議会より福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)の受託実施
① 相談・訪問・面接・支援計画の作成等
② 福祉サービス利用援助
③ 日常的な金銭管理
④ 預金通帳、印鑑、書類等の預かり
⑤ 預金の払い出し等
⑥ 金銭管理支援事業の実施
⑦ 預金通帳、印鑑等の預かり
⑧ 預貯金の払い出し等
⑨ 生活全般に関する助言・指導
⑩ 地域福祉活動計画の推進
⑪ 第2次地域福祉活動計画の推進
⑫ その他の活動
⑬ 団体系務局の兼務(民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、ゲートボール協会、障がい者協会、母子寡婦福祉会)
⑭ 老人クラブ、障がい者協会、赤十字奉仕団、更生保護女性会、母子寡婦福祉会、南部保護司会と那原支部、心身障害児者を育てる会に対しての支援
⑮ 南部地区市町村社協連絡協議会事業への参加協力
* 会長、事務局長、業務担当者、ボランティア担当者、庶務、会計
⑯ 県、県社協、県共募等関係機関の実施する研修会等への参加
⑰ 沖縄県社会福祉大会への参加協力
⑱ 各種団体の補助金申請及び年間計画の策定指導
⑲ 各種サークル活動に対する運営指導
⑳ 南部地区民生委員児童委員協議会事業への参加協力

2. 地域福祉活動推進事業

- (1) 地域支援福祉ネットワーク事業
① モデル事業(ミニデイ) 取組に向けての区長会との連携強化
② 各区モデル事業への参加及び組織強化
③ 地域福祉活動推進事業・地域福祉モデル事業実施に於ける助成金の交付
④ 小地域支え合い活動事業の実施
【地域福祉推進委員会】への助成金の交付
⑤ 地域における健康づくり活動の支援
⑥ 企業との地域見守り活動協定の締結
⑦ コミュニティソーシャルワーク事業
⑧ 地域における相談体制の確立
⑨ 地域住民への福祉活動の推進
⑩ その他、コミュニティづくりを推進するために必要な事項
(2) ミニデイ協力員・ボランティア等研修会及び講座の開催
① ミニデイ協力員、ボランティア等研修会(3月)
② いきいき運動講座の開催(2月)

3. 高齢者福祉事業

- (1) シーツクリーニングサービスの実施
在宅で生活されている困窮者世帯(高齢者世帯、長期療養者、障がい者世帯等)を対象とする
(2) ねたきり老人に対する紙オムツの支給
在宅で生活されている困窮者世帯(高齢者世帯、長期療養者、障がい者世帯等)に対して毎月1袋の紙オムツを支給
(3) 車イスの貸し出し事業
(4) 車イス対応リフト車の貸し出し事業
(5) 老人保健福祉週間の敬老会の開催(9月)
(6) 町老人クラブ連合会事業への協力及び各区老人クラブの指導育成
① 町老連事務局の兼務
② 毎月の役員会への参加
③ 高齢者学級、老人スポーツ大会等諸行事の計画実施

- ④各区老人クラブの活動報告書作成等の助言指導
 - ⑤シルバーボランティアの育成
 - (7)与那原町ふれあいサロン事業の受託
 - ①与那原町ふれあいサロンの運営
 - ・高齢者の居場所づくりや見守り
 - ・介護予防や健康維持のための情報提供
 - (8)与那原町シルバー生き生きライフサポート事業の受託
 - ①会員の募集・登録
 - ②サービスのコーディネート
 - ③講習会・研修会の実施
 - ④その他事業に関する業務
 - (9)与那原町生活支援コーディネーター事業の受託
 - ①生活支援コーディネーターの配置
 - ②通所B型(住民主体の通所サービス)あかばな一運営への協力
 - ③ボランティアへの呼びかけ
 - ④各行政庁へ出向いての高齢者のニーズ把握
 - ⑤社会資源の把握
 - ⑥ネットワークの構築
 - ⑦第2層協議体(小学校区)の開催
 - (10)与那原町介護予防普及啓発事業(送迎事業)の受託
 - ①通所B型(あかばな一、パワーリハビリ、元気アップ事業等)への送迎
 - (11)町老連共催による健康増進グラウンドゴルフ大会の実施
 - (12)沖縄県老人クラブ大会並びに南部地区老人クラブ大会への参加協力
 - (13)全国老人クラブ大会への派遣
 - (14)与那原町高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会への参画
 - (15)与那原町域包括ケア推進協議会への参画
- 4・障がい者福祉事業**
- (1)車イスの貸し出し事業
 - (2)車イス対応リフト車の貸し出し事業
 - (3)障がい者協会事業への協力
 - (4)障がい者団体等に対する支援
 - ①障がい者協会事務局の兼務
 - ②毎月の定例会等への参加
 - ③諸行事の計画実施
 - ④会員増強の助言協力
 - (5)沖縄県身体障がい者スポーツ大会へ参加協力
 - (6)沖縄県身体障がい者福祉大会への参加協力
 - (7)ふれあいクリスマスパーティーの実施(12月)
- 5・児童福祉事業**
- (1)こいのぼり掲揚式(子育て支援課、観光商工課共催)の実施(4月)
 - (2)民児協主催地域環境・危険箇所点検活動への協力(5月)
 - (3)与那原町子供居場所づくり事業運営団体への食糧支援や情報提供
 - (4)困窮世帯への支援
 - (5)子育て支援に関する相談の充実や関連団体との連携協力
 - (6)要保護児童対策地域協議会・実務者会議への参画
- 6・母子福祉事業**
- (1)ふれあいクリスマスパーティーの実施(12月)
 - (2)新入学児童生徒激励会の実施(3月)
 - (3)新入学児童への記念品贈呈(歳末たすけあい対象者・母子会会員)
 - (4)情報交換会(おしゃべり会)への参加協力(毎月第3金曜日)
 - (5)その他町母子寡婦福祉会事業への協力
 - ①母と子の楽しい運動会への参加協力(5月)
 - ②激励ピクニックへの参加協力(2月)
 - ③沖縄県母子寡婦福祉大会への参加協力(11月)
 - ④資格取得に関する講座等の紹介(沖縄県母子寡婦福祉会)
- 7・社会福祉センターの管理**
- (1)社会福祉センターの保守管理に関する役場との連携
- (8)交流センターひざしへの協力並びに運営委員会への参画
- (9)視察研修への参加協力
- (10)福祉まつりへの協力(福祉課共催)
- (11)与那原町地域自立支援協議会への参画
- (12)指定一般相談支援事業の受託
- ①障がいに関する基本相談

令和2年度 資金収支予算書

(単位：千円)

勘定科目		当年度予算額	勘定科目		当年度予算額
事業活動による収支	収入		支出	施設整備等補助金収入	1
	寄付金収入	700		施設整備等寄付金収入	1
	経常経費補助金収入	37,847		施設整備等収入計	2
	受託金収入	19,579		固定資産取得支出	2
	貸付事業収入	420		ファイナンス・リース債務の返済支出	511
	事業収入	36		施設整備等支出計	513
	受取利息配当金収入	12		施設整備等資金収支差額	△ 511
	その他の収入	7,159		収入	
	事業活動収入計	67,288		サービス区分間繰入金収入	2,042
	支出			その他の活動による収入	17,002
人件費支出	70,820	その他の活動収入計	19,044		
事業費支出	11,409	基金積立資産支出	4		
事務費支出	3,710	サービス区分間繰入金支出	2,042		
貸付事業支出	1,000	その他の活動による支出	2,144		
分担金支出	110	その他の活動支出計	4,190		
その他の支出	1	その他の活動資金収支差額	14,854		
事業活動支出計	87,050	予備費支出	3,506		
事業活動資金収支差額	△ 19,762	当期資金収支差額合計	△ 8,925		
		前期末支払資金残高	8,925		
		当期末支払資金残高	0		
		収入合計	95,259		
		支出合計	95,259		



与那原町母子会会員募集

がんばるあなたを応援します！！

母子会とは…

母子会とは、母子家庭の母と子及び寡婦の明日への希望と幸せづくりのために、会員が積極的に活動し、みんなで協力しあう福祉団体です。

母子会に入会するには？

地域の市町村母子会の会長さんに！

TEL:098-945-3016

与那原町社会福祉協議会内 母子会事務局



入会したらどんなメリットがありますか？

- ・仲間がで、情報交換もできます。
- ・就労・講習会等に関する情報が早く得られます。
- ・親子そろって楽しめる行事がいっぱいです。
- ・就労に関する相談・悩み事等、ご気楽にご相談下さい。

※入会金は必要ありません。 年会費：1,000円です



与那原町社会福祉協議会 生活支援コーディネーター事業

取材させてください！

あなたの住んでいる
地域の『自慢』を
きかせていただけませんか？



- ・なんでも知ってる物知りさん
- ・区での行事・活動（見守り・清掃・納涼祭・お祭り）
- ・つどいの場・集まる場

インタビューした自慢話を町内に発信して与那原町の良いところを、みんなで探していきましょう！
情報をお持ちの方は、お気軽に社協までご連絡ください！

与那原町社会福祉協議会 担当： 新垣・津波古
TEL： 945-3016

シニア・高齢者の皆様へ 仲間に入りませんか？

新しい仲間とより楽しく年を重ねたい、
地域社会に役立ちたい。



与那原町老人クラブは、住み慣れた地域で親しい仲間と共に生きがいのある活動的な毎日を過ごしていきたい高齢者の集まりです。老人クラブは、おおむね60歳以上の方ならどなたでも入会できます。是非この機会に入会をお勧めします。

老人クラブ加入についてのお問い合わせは
与那原町老人クラブ連合会事務局945-3016（与那原町社協）までお願いします。

心配ごと相談（福祉なんでも相談）まずはお電話を！！

「どこに相談していいかわからない」「こんなことで相談していいの？」
悩みごとや、あらゆる生活上の心配ごとについて、相談に応じます。
相談をお聞きしたうえで助言や専門機関等を紹介しています。
一人で悩んでいることも話すだけで気持ちが楽になるかもしれません。
お気軽にご相談ください。
相談料は無料でプライバシーは厳守します。

相談専用電話：882-9677

介護・福祉
サービス

学費

子育ての悩み

生活が苦しい！



コロナに負けない地域に貢献

県内のコロナウイルス感染拡大も落ち着きつつある中で、これまでも様々な事業所や団体、町民の方々が地域での食事支援を行っていただいております。

本町にある「ヒカリ塗装工業株式会社」様と糸満市にある「とり坊主」様が合同で6月以降もひとり親世帯や子供の居場所を中心に毎週火・木（7月2日まで計10回）食事支援を行っていくこととなり、6月2日（火）に本会において贈呈式を行いました。

また4月～5月末まで、公益社団法人島尻青年会議所のサンタチケットプロジェクトと題し、月・水・金曜日に40食のお弁当やジュース・カップ麺の提供がありました。

その他、丸大南風原店様からお菓子、マリンタウンゴルフ様より布マスク、第一生命様より、アルコール除菌、マスク等、国際ボランティアグループ（ヘルプオキ合同会社）様からお米、缶詰、Eスペース様からは、お菓子や保存食、たくさんの地域の方々よりフードバンクのご提供を頂き、必要としている方たちに配布いたしました。

皆様どうもありがとうございました。



サンタプロジェクト一部写真



からあげの寄贈



布マスクの寄贈

「おすそ分け」ありがとうございました 継続受付中!!! ありがとう

与那原町社協では町民の皆様にご家庭にある食料品のおすそ分け（食料寄付）のご協力をお願いしており、食料に困っている方にご提供させていただいております。



現在も継続して町民の皆様からのおすそ分けの受け付けを行っています。

家庭にある食料品（お米、インスタント食品、レトルト食品、缶づめ等）のご協力をお願いしたいと思います。受付は与那原町社会福祉協議会にて随時行っております。

おまかせ会員(有償ボランティア)募集中

シルバー生き活きライフサポート事業

町内に在住する、おおむね65歳以上の方でボランティア活動並びに福祉活動に関心を持ち協賛できる方

主な活動内容について

庭木の手入れ・草刈り・話し相手・見守り・簡単な身の周りの世話・日常の買い物・外出介助・散歩の付き添い・住居の清掃
ガラス拭き・行政・医療機関との連絡・薬の受け取りなど

詳しくは、与那原町社会福祉協議会まで

電話：946-1851 / 945-3016

町老人クラブよりお知らせ

この度、町老人クラブの徳村政福会長が、南部地区老人クラブ連合会の会長に就任いたしましたのでご報告いたします。

※町老人クラブ会長も引き続き継続致します。



与那原町社会福祉協議会による

レンタル・支給

与那原町社会福祉協議会では、車いすのレンタル及びポータブルトイレ・紙おむつの支給を行っています。

品目	適用	内容
車いす	レンタル	冠婚葬祭や旅行など緊急・一時的に必要なであったり、介護保険や障害者総合支援法の公的サービスを利用できない方へ無償レンタルします。(目安は1ヵ月。但し、場合によっては延長可能) ※修理や部品交換等は自己負担となります。
ポータブルトイレ	支給	経済的に厳しい世帯へポータブルトイレを支給します(民生委員の意見書が必要)。 ※支給後の処分は、各自でお願いします。
紙おむつ	支給	経済的に厳しい世帯へ民生委員児童委員を通して、紙おむつを支給します(1パック/月)(民生委員の意見書が必要)

令和元年度 社協会員加入ありがとうございました

賛助会員	団体会員	特別会員
東部環境美化センター 東部消防組合本部 与那原町商工会 与那原町役場職員	イースペース 与那原店 介護老人保健施設 うりずん 学童クラブ なかよし広場 コスモス保育園 すみれ保育園 のびるひろば 浜田保育園 ふくよか 与那原警察署 与那原町ゲートボール協会	与那原町障がい者協会 与那原自動車整備センター 与那原町母子寡婦福祉会 与那原町民生委員児童委員協議会 与那原町老人クラブ連合会 与原保育園 ワークセンター 愛の園
		(有) アサト電気 (株) アトム印刷 (有) 沖広版 (株) 儀武組 (株) 呉屋建設 (株) 次郎工業 (株) 照正組 (株) 東部電気土木 (株) 吉田組

令和2年度 与那原町社会福祉協議会(社協) 会員会費募集

～地域のきづな・つながりのある福祉のまちを目指して～

社協は、地域の皆様に会員として参加・協力をしていただくことで支えられている組織です。

社協の運営費や人件費については、行政からの補助金や委託料等で、運営していますが、地域福祉・在宅福祉の推進を行う財源は、皆さまから会員として会費を納めていただく社協会費や共同募金、寄付金などのご協力に支えられています。

社協の会員制度は、社協活動を通じて地域福祉を推進し、地域の暮らしに還元する助け合いの仕組みです。

戸別会員は、各区長・自治会長さんのご協力を得て募集しています。

賛助会員は、役場・東部消防・美化センター・社協職員等

団体会員は、民児協・老人クラブ・母子会・障がい者協会・その他の団体等

特別会員は、町内事業所の皆様が本会の活動の趣旨をご理解いただき、温かいご支援ご協力をいただいています。



会費の使いみち

協力いただいた会費は、各地区内で集められたうちの約40%が社協の事業費として活用され、また60%分は各区(自治会)の地域福祉推進費やミニデイ等の活動費として還元します。

- 例えば
- ・福祉金庫貸付事業
 - ・ねたきり高齢者への紙おむつ支給
 - ・シーツクリーニング
 - ・車イスや車イス対応リフト車の無償貸与事業
 - ・新入学児童激励会
 - ・ふれあいクリスマスパーティ
 - ・健康増進グラウンドゴルフ大会
 - ・各地区で実施しているミニデイ事業等

与那原町障がい者協会 会員募集

- ・身体障害者手帳
 - ・精神障害者保健福祉手帳
 - ・療育手帳
- お持ちの方大歓迎!!**



与那原町障がい者協会とは

会員相互の交流を通し親睦を深め、みんなで協力し合いながら福祉の発展に寄与することを目的としている団体です。
※会員は原則、与那原町にお住まいの障害者手帳をお持ちの満18歳以上の方。また、本会の目的に賛同する方（ご家族等）。

入会したらどのようなメリットがありますか？

☆会員さん同士や他市町村の会員の皆さんとの親睦も深まります。
☆社会見学やスポーツ行事等への参加など楽しめる行事があります。

入会金などは？

入会金は不要で、年会費は500円です。
※ただし、行事によっては自己負担分が出る場合があります。

入会するには？

与那原町社会福祉協議会にお問い合わせください。

TEL: 945-3016

FAX: 946-7970

担当：大濱



与那原町 ふれあいサロンだより

与那原町役場 福祉課 945-1525
与那原町社会福祉協議会 945-3016
与那原町ふれあいサロン 945-9663

ウイルスに
負けないために
帰ったらすぐに
手洗い・うがい
をしましょう



30秒以上かけて
しっかりと石鹸で
洗いましょう

不要な外出は控え
感染予防しましょう。



お知らせ

利用制限を設け、体操・囲碁は再開しますが、中止になることもあります。
カラオケ・イベント等は今後の感染状況をみでの再開となります。
ご理解を賜りますようお願いいたします。



ご利用の際は、
検温、消毒、
マスク着用の
ご協力をお願い
いたします。

**利用時間が
変更となりました！**
10:00~15:30が
利用時間となります。
ご協力ください。



水分補給を心掛け、
熱中症にならないよう、
ご注意ください。

開所日時：月曜日～金曜日 10:00～15:45（※休所日：土・日・祝）

ご寄付ありがとうございました

◎一般寄付金

みなさまからの善意のご寄付に対しまして厚くお礼申し上げます

令和2年4月16日～令和2年6月15日受付分

氏名	住所・区名	説明	金額
喜納 正雄様	与那原	社会福祉事業のため	200,000円

◎香典返し

ご逝去された方々のご冥福を謹んでお祈りいたしますとともにご遺族様のご厚情に対しまして心より感謝申し上げます

氏名	住所・区名	故人名	金額
與那嶺 学様	港	父：與那嶺 進 様 母：與那嶺 ちヨ子 様	100,000円
照屋 和子様	港	義母：照屋 幸子 様	50,000円
照屋 なつみ 様	江口	夫：照屋 秋洋 様	50,000円

生活福祉資金

主に休業された方向け（緊急小口資金）

赤字は従来の要件を緩和したもの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■ 貸付上限額

20万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。
- ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
- イ 世帯員に要介護者がいるとき
- ウ 世帯員が4人以上いるとき
- エ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
- オ 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
- カ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
- キ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

■ 据置期間

1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■ 償還期限

2年以内

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

■ 申込先

与那原町社会福祉協議会
又は
県内の労働金庫、取扱郵便局

主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

- ※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■ 貸付上限額

- ・ (二人以上) 月20万円以内
 - ・ (単身) 月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■ 据置期間

1年以内

- ※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■ 償還期限

10年以内

■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

- ※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■ 申込先

与那原町社会福祉協議会

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。